

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市国民健康保険条例（昭和34年3月武蔵野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
	<p><u>（傷病手当金）</u></p> <p><u>第5条の3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができない場合（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。以下同じ。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p><u>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始</u></p>	<p>条の追加</p>

める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該3月間の就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級における標準報酬月額の30分の1に相当する金額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、当該3分の2に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に始めるものと

し、その支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(傷病手当金と給与等との調整)

第5条の4 前条の規定にかかわらず、療養のため労務に服することができない場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が同条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

2 前項に規定する者が、療養のため労務に服することができない場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつたときにおいてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の支給を受けたときは、その額を支給額から控除する。

3 前項の規定により市が支給

条の追加

<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第16条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(地方税法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下同じ。)である場合における第9条、第11条及び前条の規定の適用については、第9条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第16条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得</p>	<p><u>した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第16条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(地方税法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下同じ。)である場合における第9条、第11条及び前条の規定の適用については、第9条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第16条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合にお</p>	<p>字句の削除</p>
--	--	--------------

<p>が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。</p> <p>(保険税の減免)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>いては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。</p> <p>(保険税の減免)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p><u>4</u> <u>第2項本文の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により同項本文に定める期限までに同項の規定による申請をすることができないと市長が認める場合には、減免を受けようとする者は、その理由がやんだ日から6か月以内に限り、同項の規定による申請をすることができる。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>項の追加</p> <p>項の繰下げ</p>
--	--	--------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の3及び第5条の4の規定は令和2年1月1日から、改正後の第18条第4項の規定は同年2月1日から適用する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対する傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免に係る申請期間の特例について定めるため、所要の改正をするものである。